

平成 29 年度山形県企業間連携促進事業費補助金事業募集要領

1 趣 旨

県内で事業を営んでいる中小企業がグループを組織して行う、企業間の連携による共同受注・新商品開発、販路開拓等といった取組みを支援することで、成長分野への参入や取引拡大を推進します。

成長分野	①自動車関連産業 ②航空機関連産業 ③ロボット関連産業 ④環境・エネルギー関連産業 ⑤医療・福祉・健康関連産業 ⑥食品・農業関連産業
------	--

2 補助事業の概要

(1) 補助事業名

平成 29 年度山形県企業間連携促進事業費補助金

(2) 補助対象経費

補助対象事業	補助対象経費	内容
山形県企業間連携促進事業費	講師に係る謝金・旅費	
	翻訳料、通訳料	
	商談会・展示会出展経費	
	広告宣伝費	
	使用料	会議室等賃借料、機器のレンタル料
	需用費	成長分野への新規参入・取引拡大に必要な試作品製作に係る原材料費、印刷製本費及び図書購入費等
	コンサルティング経費	外部専門家に支払う費用
	旅費	成長分野への新規参入・取引拡大に必要な調査、出張のための経費
	負担金	成長分野への新規参入・取引拡大に必要な研修を受講する経費
	その他知事が必要と認める経費	

以下の経費は補助対象経費として認められない。

- ・ 需用費：汎用性の高い事務用品（一般的な文具、プリンター消耗品など）
- ・ 旅費：グリーン車、ビジネスクラス等、特別に付加された料金
- ・ 消費税及び地方消費税に係る経費（旅費等の内税を含む）
- ・ 振込手数料

(3) 補助率等

補助率：補助対象経費の2分の1以内

補助上限額：50万円

(4) 補助対象期間

平成29年4月1日から平成30年3月9日

※但し、平成30年3月9日までに支払を完了したものとする。

3 応募資格要件

(1) 応募資格

応募できる者は、製造業又は情報サービス業に属する事業を主たる事業として営んでいる中小企業者（みなし大企業^{*}は含まない）を2者以上含む企業グループ（以下「連携体」という。）の代表者とし、次に掲げる要件を満たす者とする。

- ① 県内に補助事業を遂行する事業所を有する連携体であること。
- ② 成長分野への新規参入・取引拡大を図るため、共同受注、新製品開発、販路拡大、人材育成等を行う連携体であること。

※「みなし大企業」とは、次のいずれかに該当する中小企業をいう。

- ・ 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有。
- ・ 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有。
- ・ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める。

(2) グループを構成する企業の要件

グループを構成する企業が、次のいずれかの要件に該当する場合、交付申請をすることが出来ない。

- ① 山形県競争入札参加資格指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けている場合
- ② 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納している場合
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続きを行っている場合
- ④ 本店、支店及び事業所の代表者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者である場合
- ⑤ 暴力団員等がその事業活動に実質的に関与している場合
- ⑥ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがある場合

(3) 欠格事項

提出された応募書類が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 審査の過程において、応募資格を満たさないことが明らかな場合
- ② 提出書類に虚偽があった場合
- ③ 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- ④ その他不正行為があった場合

4 応募手続き

(1) 募集期間

随時（平成30年1月31日（水）まで）
なお、予算がなくなり次第終了します。

(2) 提出方法

郵送又は持参。応募期間最終日の午後5時までに到着したものを有効とする。（郵送の場合は、最終日の消印があるものまでを有効。）持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日とする。

(3) 提出書類

- ① 事業計画書（様式第1号）
- ② 収支予算書（様式第2号）
- ③ グループ同意書（様式第3号）
- ④ 企業案内パンフレット等

(4) 提出部数

2部（正本、副本各1部。なお、正本を複写した1部を副本とすることも可）

(5) 書類作成及び応募上の留意点

- ① 提出された書類は、審査の過程において、必要に応じて複写する場合がある。
なお、提出された書類は、いかなる場合でも返却しない。
- ② 書類の作成、応募に係る費用は、応募者の負担とする。

(6) 応募に係る疑義

応募にあたり疑義・質問がある場合は、任意様式により「7 問い合わせ先・提出先」に記載された担当あて、FAX 又はメールにより行うこと。

5 審査・決定について

県において審査を行い、予算の範囲内で事業の採択を決定する。

また、応募件数が予定に満たない場合でも、審査により不採択となる場合がある。

(1) 審査基準

- ① 事業内容の新規性、独創性が高いこと。
- ② 事業の実施により、成長分野への参入・取引拡大及び地域産業の活性化や新規雇用、従業員の待遇改善等の波及効果が見込まれること。
- ③ 事業内容の熟度が高く、事業の実施が確実であること。
- ④ 事業の実施に必要な技術的能力（研究機関等からの技術的支援を含む。）を有すること。
- ⑤ 事業の経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。

(2) 決定方法

書類審査により行い決定する。なお、審査結果に対する異議は一切受け付けない。また、審査の段階で補助対象経費を調整することがある。

(3) 結果の通知

審査結果については、応募のあったグループの申請者(代表企業)に通知する。

6 その他の留意事項

- ① 提出された書類内容等について問い合わせや関係書類の提出を求める場合があるので、担当者の連絡先については平日に連絡がとれるものを記載すること。
- ② 事業採択された企業（代表企業）は、別途、補助金交付申請書類の提出のほか、事業実施に伴う報告等が必要となる。
- ③ 事業採択されたグループ（代表企業）は、必要に応じて、補助金の概算払いを受けることができる。

7 問い合わせ先・提出先

山形県商工労働部工業戦略技術振興課

ものづくり振興担当

〒990-8570 山形市松波 2 - 8 - 1

TEL:023-630-2358 FAX:023-630-2695